

小山工業高等専門学校留学規則

制 定 平成9年4月1日

最終改正 平成16年4月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、小山工業高等専門学校学則(昭和40年4月1日制定。以下「学則」という。)第26条の5第4項の規定に基づき、本校の学生が外国の高等学校又は大学等(以下「学校」という。)への留学(以下「留学」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可基準)

第2条 留学は、以下の各号に該当する場合に許可するものとする。

- 一 留学先の学校が正規の教育機関であり、体系的な教育課程を有していること。
- 二 前号の学校に在籍することが許可されていること。
- 三 留学の目的、理由等が当該学生にとって教育上有益であると認められること。

(申請及び許可)

第3条 留学しようとする学生は、原則として出国3ヶ月前までに留学願(別紙様式1)に、次に掲げる書類を添えて校長に願い出なければならない。

- 一 留学先の学校の規模、沿革、教育方針、教育課程等が記載されている書類
- 二 その他、校長が必要とする書類

2 前項の願い出があったとき、校長は教務委員会の議に付し、前条各号の基準を満たしているものについては、これを許可するものとする。

3 前項の許可を受けた場合において、出国前に留学の許可基準に該当しなくなったときは、その許可を取り消すことがある。

(期間)

第4条 留学期間は、10ヶ月以上1年未満とする。ただし、特別の理由があると認められる場合は、留学期間の短縮及び1年以内の延長を認めることがある。

2 留学期間を短縮又は延長しようとするときは、留学期間変更願(別紙様式2)を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(終了及び復学)

第5条 留学期間が終了したときは、速やかに復学願(別紙様式3)に、次に掲げる書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 一 留学先の学校が発行する教科科目の履修、出欠の状況及び成績等の証明書
- 二 本人の留学に関する報告書

第6条 復学の際の学年については、教務委員会の審査の結果に基づき、校長が決定するものとする。

(単位の認定)

第7条 留学中の履修に係わる単位の認定は、個々の科目については行わず、当該留学生在が留学先の学校に良好に履修したと認められる場合は、原則として第1学年、第2学年及び第3学年については一括して30単位を認め、評価は行わない。

(卒業時の修得単位の特例)

第8条 留学中の履修に係わる単位の認定を受けたものについては、第5学年の課程修了の認定を受け167単位以上の単位を修得しているときは、卒業を認めることができる。
(学業成績の評価並びに学年 課程修了及び卒業の認定に関する規程第10条第4項第2号の括弧書き及び第13条の括弧書きの適用を除外する。)

(雑則)

第9条 この規則に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日に、学則第26条の5に基づく留学中の者については、この規則を適用し許可したものとみなす。

附 則

この規則は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

担任教員 印

留 学 願

年 月 日

小山工業高等専門学校長 殿

学科 第 学年

氏 名 印
保護者氏名 印

私は、下記により留学したいので、ご許可下さるようお願いいたします。

記

1 留学理由

2 留学先の国名

3 留学先の学校名

4 留学先の学校所在地

5 留学先の住所

6 留学期間

自 年 月 日
至 年 月 日

担任教員 印

留 学 期 間 変 更 願

年 月 日

小山工業高等専門学校長 殿

学科 第 学年

氏 名 印
保護者氏名 印

私は、下記理由により留学期間の変更をしたいので、ご許可下さるようお願いいたします。

記

延長

1 留学()の理由
短縮

2 留学先の国名

3 留学先の学校名

4 留学先の学校所在地

5 留学先の住所

延長

6 留学()期間
短縮

自 年 月 日
至 年 月 日

担任教員 印

復 学 願
(留 学 修 了 届)

年 月 日

小山工業高等専門学校長 殿

学科 第 学年
氏 名 印
保護者氏名 印

私は、下記により復学したいので、ご許可下さるようお願いいたします。

記

- 1 復学の理由
- 2 留学先の国名
- 3 留学先の学校名
- 4 復学の期日
- 5 添付証明書等名